

三重県起業支援事業に係る執行団体の業務について

1 業務内容

執行団体は、三重県起業支援事業の円滑な実施のため、以下の業務を行うこととします。

なお、(2)、(3)については、効率的・効果的に実施するために必要な場合、民間事業者や商工団体等との連携や委託により実施することが可能であるものとします。

(1) 起業支援金の執行業務

①起業支援金の制度周知、公募、問い合わせへの対応

②申請事業計画の審査

社会的事業に知見を有する3名以上の外部有識者からなる審査委員会を開催して審査を実施し、交付対象事業者を決定する。

なお、審査委員には、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者及びデジタル技術に知見を有する者を各1名以上選任するものとする。

③起業支援金の交付決定

④起業者の事業実態の確認

⑤起業支援金の完了検査

⑥起業支援金の支払い(精算払い)

⑦交付決定事業者の事業化状況報告(5年間)

⑧交付決定事業者の財産管理の監督

⑨その他、交付決定事業者の管理に必要となる事項への対応

(2) 起業家への伴走支援業務

①申請事業計画の確認、相談対応(申請書の作成代行は不可)

②事業計画相談対応

③事業進捗状況の確認

④経理処理状況の管理・指導

⑤販路開拓等の支援

⑥交付決定事業者相互や起業等をする者及び支援機関等とのネットワーク形成支援(既存のネットワーク・コミュニティとの連携による実施を可とします。)

⑦地域での事業継続に係る支援

⑧交付決定事業者や起業等を行う者への支援ニーズ調査及び個別支援の実施

⑨交付決定事業者のPR支援

(3) 起業等を行う者に対する広報・周知業務

①公募に係る制度説明会の実施

②起業等を行う者を対象にした経営に関する知識やデジタル技術の習得・活用を目的としたセミナー等の開催

- ③SNS等の活用による情報発信
- ④首都圏等大都市圏での情報発信(県が主催する移住促進イベント等との連携を想定)
- ⑤「みえスタートアップ支援プラットフォーム」等、県の取組と連携した情報発信

2 起業支援金の交付要領の策定

執行団体は、起業支援金の交付に当たって、別紙2「起業支援金の交付について」に定めるほか、起業支援金の交付要領を定め、県の承認を受けなければなりません。

交付要領には、以下の事項を定めるものとします。

- ①交付対象要件の定義
- ②交付申請
- ③交付申請の審査及び交付決定
- ④申請の取下げ
- ⑤事業変更の承認等
- ⑥交付決定の取消等
- ⑦支援金の額の確定及び支援金の支払い
- ⑧報告及び調査等
- ⑨個人情報保護等の対応
- ⑩その他必要な事項

3 起業支援金の交付決定手続き

執行団体は、本県における社会的事業の起業及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を促進する観点から、以下により交付対象事業を決定しなければなりません。

- ①上記交付要領に基づき、起業者から公募期限までに交付申請を受け付けます。
- ②執行団体が申請書類等の内容による1次審査を行ったのち、審査委員会による2次審査を行ったうえで、補助対象事業を決定します。
- ③2次審査にあたっては、社会的事業に知見を有する外部有識者により構成する審査委員会を設置することとします。審査委員会の委員は県の承認を経て決定するものとし、実際に起業・事業経営を行った経験者及びデジタル技術に知見を有する者を各1名以上委員に加えることとします。

4 業務実施スケジュール(想定)

執行団体は、以下の想定スケジュールをふまえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議のうえ、業務実施スケジュールを定めるものとします。

時期	実施内容
令和6年5月	起業支援金の公募 ※準備が整い次第、速やかに
令和6年6月～7月	審査、交付対象者決定、交付決定

令和6年8月頃	起業支援金の公募(追加募集) ※必要に応じて
令和7年2月～3月	補助対象事業の完了検査、起業支援金の支払い(精算払い)
令和7年3月14日	補助事業完了、執行団体に対する完了検査及び額の確定

5 県の指導監督等

- (1) 県は、執行団体に対して、本事業の実施に関する指導監督を行います。
- (2) 執行団体は、起業支援金の交付決定にあたり、必要に応じて申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して事前協議を行うものとします。
- (3) 県は、執行団体に対して、事前協議の際に、必要に応じて指導・助言を行います。
- (4) 執行団体は、事業の実施にあたり疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとします。
- (5) 県は、執行団体に対して、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導・助言を行います。
- (6) 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとします。

6 個人情報の保護

起業支援金の申請書類等により執行団体が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはなりません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

- ①起業支援金の交付決定手続き及び交付決定後の伴走支援等のため。
- ②交付決定後の連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ③申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工したうえで、統計データとして利用するため。